



# 島根県報

平成25年10月15日（火）

## 第2,538号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "      ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "      ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "      ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 がい 福 祉 課）	4
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	4

**【公 告】**

平成25年度登録販売者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	5
家畜人工授精に関する講習会の開催	（食 料 安 全 推 進 課）	5

# 告 示

## 島根県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日
景山デンタルクリニック	大田市大田町大田イ636-1	平成25年10月1日
ライブアシスト松江訪問看護ステーション	松江市東出雲町錦新町六丁目4-1	平成25年9月2日
訪問看護ステーションめぐる	松江市西川津町4246-1	平成25年9月1日

## 島根県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
かもめ内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成25年9月1日
青木歯科医院	松江市八幡町290	平成25年9月10日
ナースステーションほほえみ	浜田市久代町1-7	平成25年9月30日

## 島根県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	居宅療養管理指導	ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日
ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	介護予防居宅療養管理指導	ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日
ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	訪問看護	ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日
ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	介護予防訪問看護	ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日

ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	訪問リハビリテーション	ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日
ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	介護予防訪問リハビリテーション	ひらた歯科クリニック	出雲市白枝町560-1	平成25年10月2日
社会福祉法人陽恵福祉会	松江市馬潟町104-1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所	松江市馬潟町104-1	平成25年9月1日
株式会社エスポール福祉会	松江市上乃木七丁目12番51号	居宅介護支援	ぼたんの里居宅介護支援事業所	松江市八束町江島1128番地53	平成25年9月17日
特定非営利活動法人穂なみネット21	出雲市里方町116番地	居宅介護支援	穂なみ介護支援事業所	出雲市大津朝倉三丁目10-3	平成25年10月1日
またか鍼灸整骨院有限会社	益田市須子町15番16号	通所介護	デイサービスどんちっち	益田市須子町15番16号	平成25年10月1日
またか鍼灸整骨院有限会社	益田市須子町15番16号	介護予防通所介護	デイサービスどんちっち	益田市須子町15番16号	平成25年10月1日

## 島根県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
特定非営利活動法人穂なみネット21	出雲市里方町116番地	居宅介護支援	穂なみ介護支援事業所	出雲市大社町入南80-1	平成25年10月1日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	居宅療養管理指導	ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	介護予防居宅療養管理指導	ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	訪問看護	ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	介護予防訪問看護	ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	訪問リハビリテーション	ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	介護予防訪問リハビリテーション	ひらた歯科医院	出雲市渡橋町992-2	平成25年10月2日
青木歯科医院	松江市八幡町290	居宅療養管理指導	青木歯科医院	松江市八幡町290	平成25年9月10日
青木歯科医院	松江市八幡町290	介護予防居宅療養	青木歯科医院	松江市八幡町290	平成25年9

		管理指導			月10日
医療法人社団水澄み会	浜田市三隅町河内451-1	訪問看護	ナースステーションほほえみ	浜田市久代町1-7	平成25年9月30日
医療法人社団水澄み会	浜田市三隅町河内451-1	介護予防訪問看護	ナースステーションほほえみ	浜田市久代町1-7	平成25年9月30日

## 島根県告示第683号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
内田 由里	小児科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成25年9月30日

## 島根県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野4530-1、4531

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字宮ノ前1115-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

平成25年度登録販売者試験の合格者を決定したので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

<受験番号>

1	2	3	4	5	6	9	10	12	18	19	20	23
24	25	27	29	30	31	33	34	37	38	41	46	49
54	55	60	61	62	64	67	69	70	72	82	90	91
92	96	100	101	102	104	105	106	107	108	111	112	114
116	117	118	128	130	131	132	133	134	135	136	138	139
140												

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種部門）

2 開催期間

平成26年1月27日（月）から同年2月27日（木）まで

3 受講者の定員

17名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事するもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講願書の提出期限

平成25年12月16日（月）

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

農林大学校肉用牛専攻の1年生は14,040円、2年生は11,700円、一般は18,500円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部食料安全推進課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。